

	限られた登録者数となるため、職種を厳選した中でもものづくりマイスターの掘り起しを行い、各技能士会、組合、団体等と連携した中で推薦により登録申請を行う。
(2) ものづくりマイスター等への説明	◇認定されたものづくりマイスター等には、実技指導等に当たる前に、センターが定める免除基準に該当する場合を除き、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知する。 また、実技指導等の前には活動条件等について文章による説明を実施する。なお、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対しては、引き続きものづくりマイスターとして活動する意思があるか否かを確認し、活動する意志がない場合には、登録解除の手続きを行う。
(3) 申請書類の取りまとめについて	◇ものづくりマイスター等の認定申請を行う者に対して申請書類の確認を行うなど、円滑な事務処理の実施を支援し申請書類は当コーナーが取りまとめてセンターへ提出する。 申請書の取りまとめに当たっては、ものづくりマイスターの認定要件等を指導・確認し、円滑な認定申請を行う。
(4) ものづくりマイスター等に対する研修について	◇新たに認定されたものづくりマイスターに対して実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を実施する。 ① 研修の開催頻度や時期 年1回程度を目安に講義形式により実施する。 実施時期を認定書授与後3ヶ月以内とし、年度内に修了認定者100%の指導体制を整える。 ②研修内容 必要に応じ個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント等の防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与や実技指導派遣依頼元の意見等を踏まえた研修を行う。 ③センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 ものづくりマイスターの参加勧奨を積極的に行う。

3. ものづくりマイスター等の活用に係る業務

実施要領	実施計画の内容
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等について	◇コーナーにおける相談・援助 相談窓口においては、技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した人材育成に係る取組方法、訓練施設、設備等のコーディネート、実技指導等の相談・援助並びにものづくりマイスター等の派遣のコーディネート等を行い、併せて協会のホームページに相談コーナーを設け、リアルタイムな窓口管理を実施する。 ① 学習内容を充実したものとするために、講習実施の必須条件として、実施前には受講者・ものづくりマイスター・当

	<p>コーナーの三者で事前打合せを行い、受講者のニーズに沿った講習プログラムを構築し、実技指導講習会を実施する。</p> <p>②企業・工業高校等の要請に応じて、ものづくりマイスター等の派遣を行う。</p>
<p>(2) ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施</p>	<p>◇ 中小企業事業主へものづくりマイスターを派遣する。 【指導対象】 (目標)</p> <p>① 企業数 (中小企業) : 6社 ② 受講者延べ人数 : 120名 ③ マイスター派遣延べ人日 : 55人日</p> <p>◇ 団体・組合へものづくりマイスターを派遣する。 【指導対象】 (目標)</p> <p>① 団体・組合数 : 14団体・組合 ② 受講者延べ人数 : 370名 ③ マイスター派遣延べ人日 : 111人日</p> <p>◇ 工業高等学校等へものづくりマイスターを派遣する。 【指導対象】 (目標)</p> <p>① 学校数 : 6校 ② 受講者延べ人数 : 359名 ③ マイスター派遣延べ人日 : 80人日</p> <p>◇ 小中学校へものづくりマイスターを派遣する。</p> <p>① 学校数 : 3校 ② 受講者延べ人数 : 112名 ③ マイスター派遣延べ人日 : 13人日</p> <p>◇ 地域の公民館へものづくりマイスターを派遣する。</p> <p>① 公民館数 : 2施設 ② 受講者延べ人数 : 40名 ③ マイスター派遣延べ人日 : 8名</p>
<p>(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>◇ 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信 サポステから協力要請があった際は、可能な限り協力する。</p>
<p>(4) 熟練技能者等 (※) による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施 (※) ものづくりマイスター認定者ではないが、それに準じる者</p>	<p>◇ ものづくりマイスターの対象外の職種である「日本料理」・「フラワー装飾」において県技能士会連合会を4月～5月にかけて訪問し、本事業内容を適切に説明し熟練技能者としての若年技能者への指導会ならびに地域に対しての業界活動等について積極的支援して行く。</p>

4. 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営

